

平成 21 年 12 月 11 日

社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 山上 紀美子 殿

社団法人 全国有料老人ホーム協会
理事長 和田 四郎



標準入居契約書の「入居一時金」条項に関するご要望について

先般、貴協会から頂戴しました書簡によるご要望に関し、下記の通り回答申し上げます。

1. 弊協会は、老人福祉法第 30 条に規定された旧民法第 34 条の公益法人（現特例民法法人）で、同法第 31 条の 2 の事業を行うものであります。尚、老人福祉法は平成 18 年に一部改正され、同時に、有料老人ホーム設置運営標準指導指針も改正されましたが、その趣旨は、消費者保護強化の観点からの改正でありました。
2. 弊協会は、前項の老人福祉法の規定に従い、事業者の、老人福祉法、介護保険法、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営に関わる標準指導指針等の法令、通知および景品表示法、消費者契約法等の関連法令の理解を深めるために、従来から、研修、印刷物、ホームページ等を通じて、事業者には各種情報を提供してまいりました。もちろん、入居者保護の観点からの事業も老人福祉法の規定に含まれているところであり、さらに、入居検討者への情報提供事業も弊協会の重要な事業の柱として位置付け、啓発・普及に努めております。
3. 老人福祉法第 31 条の 2（協会の業務）＝“契約内容の適正化”の事業として、事業者向けには従来から「有料老人ホーム標準入居契約書」を作成して、入居契約内容の明確化に努めてまいりました。
4. 今回ご指摘をいただきました点に関しては、厚生労働省の標準指導指針において「一時金の算定根拠を書面で明示すること」及び「一時金のうち返還対象とならない部分の割合が適切であること」と規定されていることに鑑み、事業者の入居契約作成に当たって、この趣旨に沿うとともに、説明責任の遂行に資するよう指導に努めているところであります。
5. ご高承のごとく、有料老人ホーム標準入居契約書は、介護付有料老人ホーム入居契約書のひとつの雛型であり、全ての事業者に対して拘束力のあるものではありません。同標準入居契約書「表題部」等において表示されている数値・比率等に関しても「参考例」として表示しているものであって、実際の契約数値の決定にあたっては、前 4 項の標準指導指針を踏まえた都道府県の指導指針の規定に従い事業者の自主的な判断に任されているものであります。
6. 高齢化の急激な進展に伴い、有料老人ホームは急増し、今や全国で 4,200 余ホームに達しております。うち、弊協会の会員ホーム数も 530 ホーム余に増加しており、事業者に対する指導の徹底が難しい面も出てきていることも事実であります。貴団体等の関係諸団体のご理解とご協力を得ながら、今後一層の努力を払い、有料老人ホームの健全な発展と入居者の保護に努める所存でございますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上